

# 認知症啓発用物品等貸出要領

## 1 貸出対象

岩手県保健福祉部長寿社会課（以下、「長寿社会課」という。）は、所有する認知症啓発用物品及び各種資料（以下、「啓発用物品等」という。）を、県民の認知症及び認知症ケアに関する啓発・教育のために必要な場合に貸し出すものとする。

## 2 啓発用物品等

- (1) DVD
- (2) 図書及び啓発資料
- (3) その他長寿社会課が貸出をすることが適当と認めるもの

## 3 貸出期間

原則として7日以内とする。

## 4 手続き

啓発用物品等の借用を希望する者（以下「借用者」という。）は、借用期間1週間前までにあらかじめ電話等で予約し、借用書（別紙様式1）に必要事項を記入のうえ、申し込むものとする。ただし、借用希望の日程が重複した場合は、長寿社会課において必要な調整を行う。

## 5 運搬及び経費

啓発用物品等の運搬は、原則として、借用者の負担において借用者が行う。

## 6 紛失・破損

長寿社会課は、啓発用物品等の貸出を行う時は、善良な管理者の注意をもって使用すべきことを指示しなければならない。

また、借用者は、借用中の啓発用物品等が紛失又は破損した時は、原状に復する責を負う。ただし、これが困難な場合は、長寿社会課と借用者双方の協議により、これと異なる方法によることができる。

## 7 返却時の報告

啓発物品等の返却時には、報告書（別紙様式2）を添付するものとする。

## 8 貸出簿による管理

長寿社会課は、啓発用物品等の貸出を行った場合は、貸出簿（別紙様式3）により記録しておくものとする。

## 附則

この要領は、平成30年5月30日から適用するものとする。